令和８年（フ）第５３号
山口県周南市大字櫛ヶ浜82番地　カーサくしがはま210号、前住所山口県下松市桜町１丁目18番１号
債務者　平澤　耕三
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第８７号
青森県平川市本町平野46番地21、旧住所青森県弘前市大字神田四丁目３番地９　神田ＳＫハイツ208号
債務者　竹村　和也
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第６２０号
神奈川県厚木市三田南３丁目９番10号　グリーンヒルねぎし103
債務者　荻沢　佳大
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１２７号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2532番地の３
債務者　配島　得次
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３６３号
神奈川県小田原市国府津2364番地　国府津アパート８号棟206号室
債務者　柏原　正聡
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第７２号
山口県防府市敷山町28番３号、前住所千葉県松戸市八ケ崎緑町318番地の４　レオパレス馬橋第６－202号
債務者　吉冨　誠也
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
山口県防府市大字田島878番地の８
債務者　和田　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６９４号
東京都練馬区貫井３丁目45－10－202
債務者　石井　麻奈
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９７号
東京都江東区新砂３丁目３－17－717
債務者　安部　武龍
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７００号
東京都豊島区池袋本町３丁目31－17－102
債務者　松本　　泉
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２７号
東京都葛飾区南水元４丁目２－14　アスピリア　4214　201
債務者　大堀仁萌香
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３６号
東京都杉並区久我山５丁目８－10　山城　方
債務者　登内ゆう子
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３７号
東京都足立区舎人１丁目21－31－101
債務者　佐々木康之
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４１号
東京都港区南青山１丁目３－６－203
債務者　千葉　　巧
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８６号
東京都大田区大森西２丁目18－23－Ｂ217
債務者　武井孝太郎
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８９号
東京都足立区梅島３丁目43－18－203
債務者　泉　　三香（旧姓宮添）
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部